

第 50 回日本免疫学会学術集会
共催セミナーの動画録画公開について

第 50 回日本免疫学会学術集会の共催セミナーにおいて、会期後に共催企業が動画の公開を希望する場合は、下記規定を承諾して頂くことをお願いいたします。

記

- ①共催セミナーを含め、すべての学術集会発表の著作権は、特定非営利活動法人日本免疫学会（以下学会）に帰属します。
- ②公開できる動画は学会が提供したものに限り、企業が独自に録画することを禁止します。
- ③動画公開の目的及び利用方法は、日本免疫学会「定款第 2 章 目的及び事業 第 3 条」に沿ったものとします。（別添 定款参照）
これを逸脱した営利目的等で利用することを禁止します。
- ④動画の公開に当たっては、学会に公開の日時・場所およびその内容を事前に報告し、学会から書面による許可を得てください。
- ⑤動画の公開に当たっては、対象となる動画に出演している座長および演者全員から、動画録画公開の承諾を得てください。
- ⑥動画の全部又は一部を切除その他改変して、同一の著作物と判断できなくなるような内容に変更することは「著作物の同一性を侵害する改変」として著作権の侵害となりますからご注意ください。
- ⑦動画公開許可期間は、学会の許可後から次回の学術集会開催前日までとします。

以上

第 50 回日本免疫学会学術集会

動画公開申請書

第 50 回日本免疫学会学術集会

会長 渋谷 彰 殿

共催セミナーの動画公開にあたって上記規定を順守します。

また、動画に出演の全ての座長および演者に動画公開の承諾を得ました。

20 年 月 日

社名

㊞

役職

担当者名